

決議案第3号

(和光市議会)

「議案第84号 損害賠償の額の決定及び和解について」に対する附帯決議

上記の決議案を和光市議会會議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月21日

和光市議會議長 富澤 啓二 様

提出者 和光市議會議員

鳥飼 雄司

賛成者 和光市議會議員

伊藤 妙子  
齋藤 葉子

## 「議案第84号 損害賠償の額の決定及び和解について」に対する附帯決議

本議案は、当時保健福祉部長であった元職員が相手方及びその配偶者に対し、横領ないし窃盜行為を行ったことについて、国家賠償法第1条第1項に基づき、和光市に対して損害賠償請求されたものである。さいたま地方裁判所令和4年(ワ)第1091号国家賠償請求事件について、和解するに際し、48,700,000円の損害賠償金を原告に支払うため、議決が求められている。

本議案に關していかなる事情が生じても双方異議申し立てないという和解案であり、和光市民が納めている税金を弁済に充てるという重大な議決であるが、その後の市の管理責任の所在や対応などが明確にならないことが問題である。和解案は裁判所が提案したものであり、原告においては賠償額が減額されるものの、被害者救済という点では、和解は重要である。

しかし、全員協議会や文教厚生常任委員会の審査において、本議案における管理責任の所在や求償の対象が明確にならず、適切な処分がなされない危惧がある。本議案における管理責任や市民説明、当事者の対応などが本議案と切り離すことができないことから、本議案に附帯決議を行うものであり、以下の事項を強く要望する。

- 1 当事者に対して和解にあたり説明ではなく、真摯に市長として謝罪すること
- 2 市長の権限により、元職員の直属の上司にあたる大島秀彦副市長に対し、管理監督責任を追及し、適切に相応の処分を行うこと
- 3 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会最終報告書を基に、元職員だけに求償を求めるのではなく、松本武洋前市長、大島秀彦副市長に対して、市の支出に対する補填のため、あらゆる手段を検討すること
- 4 市民に対して、説明を果たす場を設け、市長同席のもとしっかりと説明責任を果たすこと

5 令和6年3月定例会告示日までに上記1～4のことを行なうこと  
以上、決議します。

令和5年12月21日

埼玉県和光市議会